



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号
問 合 せ 先
責任者役職名 執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
氏 名 山口 英大
代表 T E L 06-6440-3111

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の企業理念を実践し、法令、定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、当社の役員及び従業員が遵守すべき行動規範を定める。
2. 取締役を対象としたコンプライアンス研修を定期的実施して、取締役としての職務を果たす上で必要となる法令、定款等に関する知識の周知をはかる。
3. 取締役会は、法令、定款、社内規則並びに上記の行動規範に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
4. 取締役会は、代表取締役の指揮命令下でその職務執行を分掌する執行役員を選任し、監督する。
5. 取締役会は法令及び取締役会規則に基づいて原則として月 1 回開催する。
6. 代表取締役及び執行役員は、取締役会においてその職務の執行状況を報告する。
7. 監査役は、法令及び社内規則に定める監査基準に基づいて、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、取締役及び監査役等が必要に応じて閲覧可能な状態で適正に保存及び管理する。

- ①株主総会、取締役会、その他取締役が出席する重要会議に関する議事録及び関連資料
- ②取締役が職務執行に関して決裁した重要な文書（稟議申請書及び関連資料等）
- ③取締役が職務執行に関して作成した重要な文書（契約書、覚書、報告書等）
- ④その他取締役の職務執行に関する重要な文書

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 全社的なリスク管理に関する規則を整備し、定期的に社内に存在するリスクに関する評価と管理を行う。
2. 自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生したときの危機管理体制について、規則を整備し、社内への周知徹底をはかる。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員及び従業員を通じて行う取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、職務分掌を規則で定め、権限と責任を明確にする。

V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の企業理念に基づいて使用人がとるべき行動規範を定め、その違反に対しては、就業規則等の社内規則に基づいて適正な処分を行う。
2. 研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範の使用人への周知徹底をはかる。
3. 社外の有識者も委員に加わった社長直轄のCSR委員会とコーポレート・コミュニケーション部に設置するCSR室が中心になり、コンプライアンス体制の整備を含むCSRの推進を行う。
4. 内部通報窓口を通して、社内での法令違反等に関する情報の迅速な収集と適正な対応を可能にする。
5. 内部監査部門による監査を定期的を実施する。

VI. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 各部門が各担当業務に応じて子会社の業務を指導、監督するとともに、子会社管理を所轄する専門部門を設置し、子会社に対する総括的な指導、監督を行う。
2. 当社から子会社の取締役又は監査役を派遣して、子会社の取締役の職務執行を監督し、又は監査する。
3. 内部監査部門を有しない子会社に対しては、当社の内部監査部門が監査を定期的実施する。
4. 当社の内部通報窓口では、子会社の従業員からの内部通報も受理するものとし、子会社での法令違反等に関する情報の迅速な収集と適正な対応を可能にする。
5. 会社の規模、事業内容、機関設計等の各子会社の経営環境を踏まえ、各子会社に適した自律的な内部統制システムの構築を指導し、監督する。

VII. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を選任する。使用人の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

VIII. VIIの使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務補助者として選任した使用人は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重して決定する。

IX. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び執行役員は、監査役が出席する取締役会その他の重要会議において、担当する職務の執行状況を随時報告する。
2. 取締役及び執行役員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査役に報告する。
3. 稟議書、取締役会等の重要会議の議事録、内部監査部門が作成する監査報告書、その他監査役の監査業務に係わる重要書類については、監査役に回付する。

X. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役と内部監査部門は意見交換を密にして緊密な連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。
2. 監査役と会計監査人は定期的に会合をもち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。

以上